参考送付② 令和3年2月 市民活動サポートセンター運営懇話会

緊急事態宣言に伴うサポートセンターの対応について

2021年2月 懇話会資料

緊急事態宣言の再発出を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1月 12日から緊急事態宣言解除後まで一部を除き利用を中止しております。 休館の期間は以下の通りです。

(休館期間) 1月12日(火)~ 緊急事態宣言解除後※まで ※現時点では3月7日(日)まで ※状況によって変更する場合があります。

ただし、スタッフは待機し、下記事項につきましては対応しております。 *スタッフの対応時間は、9時から18時となります。

- ・電話やメールによるご相談
- ・貸出ロッカー(荷物の出し入れに限る)
- ・貸出レターケース(引き取りに限る)
- ・データベース申請やロッカー・レターケースの申請
- ・ボランティアポイントの報告書等提出・換金
- ・予約済みの備品の館外貸し出し
- ・印刷代行の申請と受渡し
- (※)入館の際にはサポートセンター利用のガイドラインに則り、手指消毒 や検温にご協力いただきます。
- (※) 今後の状況によっては休館期間及び対応を変更する場合があります。

なお、3月に予定しておりました「春のボランティア・市民活動体験」は、 5団体から応募をいただきましたが、中止といたしました。